

軽自動車税にかかる税制改正のお知らせ

鶴田町町税条例の一部改正に伴い、所有されている車両の種別および新車で新規登録日より、平成 28 年度以降の軽自動車税率が変更となります。

1 原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車の税率

車両種別	区分	平成 27 年度まで	平成 28 年度以降
原動機付自転車	一種 (50cc 以下)	1,000 円	2,000 円
	二種乙 (50cc 超 90cc 以下)	1,200 円	2,000 円
	二種甲 (90cc 超 125 以下)	1,600 円	2,400 円
	ミニカー (50cc 以下)	2,500 円	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600 円	2,400 円
	その他	4,700 円	5,900 円
雪上車		2,400 円	3,600 円
被けん引車 (二輪)		2,400 円	3,600 円
二輪の軽自動車 (125cc 超 250cc 以下)		2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車 (250cc 超)		4,000 円	6,000 円

2 三輪および四輪以上の軽自動車の税率

最初 (新車) の新規検査を受けた時期により、現行税率、新税率、重課税率 (平成 28 年度から) のいずれかの税率になります。

最初 (新車) の新規検査を受けた時期は、自動車検査証 (車検証) の「初度検査年月日」でご確認ください。

車両区分	(1) 現行税率	(2) 新税率 (平成 27 年度から)	(3) 重課税率 (平成 28 年度から)
	最初 (新車) の新規検査を受けた時期		
	平成 15 年 1 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで	平成 14 年以前
軽三輪	3,100 円	3,900 円	4,600 円
軽四輪乗用・自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
軽四輪乗用・営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
軽四輪貨物・自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
軽四輪貨物・営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

(1) 現行税率

平成 27 年 3 月 31 日以前に最初 (新車) の新規検査を受けた車両で、最初 (新車) の新規検査から 13 年を経過するまで適用。

(2) 新税率 (平成 27 年度から)

平成 27 年 4 月 1 日以降に最初 (新車) の新規検査を受けた車両で、最初 (新車) の新規検査から 13 年を経過するまで適用。

(3) 重課税率 (平成 28 年度から)

最初 (新車) の新規検査から 13 年を経過した車両は、経年重課が適用されます。ただし、動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車ならびに被けん引車を除きます。

【参考】

平成 28 年度は、最初の新規検査が平成 14 年 12 月以前の車両が重課税率の対象です。
平成 29 年度は、最初の新規検査が平成 16 年 3 月以前の車両が重課税率の対象です。
平成 30 年度は、最初の新規検査が平成 17 年 3 月以前の車両が重課税率の対象です。
(以後対象年度が 1 年ずつ変わります。)



3 軽自動車のグリーン化特例（軽課）が適用されます。

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに最初（新車）の新規検査を受けた車両で環境性能の優れたものについて、税額を軽減する特例措置が平成 28 年度のみ適用されます。（次の（1）から（3）にあてはまるもの。）

- (1) 電気自動車、天然ガス軽自動車（平成 21 年排出ガス 10%軽減）
- (2) 乗用：平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★★）かつ平成 32 年度燃費基準 +20%達成車
貨物：平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★★）かつ平成 27 年度燃費基準 +35%達成車
- (3) 乗用：平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★★）かつ平成 32 年度燃費基準達成車
貨物：平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★★）かつ平成 27 年度燃費基準 +15%達成車

※（2）、（3）については、内燃機関の燃料が揮発油（ガソリン）の軽自動車に限ります。
※燃料基準の達成状況は、自動車検査証（車検証）の備考欄に記載されています。

車両区分	(1) 約 75%軽減	(2) 約 50%軽減	(3) 約 25%軽減	適用外（新税率）
軽三輪	1,000 円	2,000 円	3,000 円	3,900 円
軽四輪乗用・自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円	10,800 円
軽四輪乗用・営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円	6,900 円
軽四輪貨物・自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円	5,000 円
軽四輪貨物・営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円	3,800 円

■廃車手続きは、お済みですか？

原動機付自転車や軽自動車に対する軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在で車両を所有（登録）している場合に、年税額が課税されます。そのため 4 月 2 日以降に廃車や名義変更をされても、月割り課税の制度はなく、その年度分の税金を納めていただくことになります。近年、所有はしているが、使用していないのに課税されたとの申し出が増えていきますので、家に使用していない軽自動車等がありましたら、ナンバープレートを返納し、廃車手続きするようお願いいたします。

青森県外で軽自動車および排気量 125cc を超えるバイクを廃車（名義変更・住所変更）にした場合は、軽自動車税の課税を止める「**税止めの手続き**」が必要です。

税止めの手続きは自己申告となっていますが、軽自動車（軽二輪を含む）は、（社）全国軽自動車協会連合会青森事務所へ、二輪の小型自動車は、東北運輸局青森運輸支局へお問い合わせください。なお、西北五自動車協会でも有料で取り扱っています。

■申告先

- ・（社）全国軽自動車協会連合会青森事務所（青森市大字浜田字豊田 129 の 13）
TEL：017（739）0441
- ・東北運輸局青森運輸支局（青森市大字浜田字豊田 139 の 13）
TEL：017（739）1501
- ・（代行）西北五自動車協会（五所川原市大字湊字船越 322 の 1）
TEL：0173（35）2854

■ご注意とお願い

- ・現物を廃棄処分されただけでは、登録が残ることになります。速やかに廃車手続きを行ってください。
- ・知人等に譲渡した場合も名義の変更が必要です。（手続き漏れの場合は、前所有者に納税通知書が送られます。）
- ・盗難に遭われた場合でも、警察への盗難届出に加えて、廃車手続きが必要です。

■お問い合わせ先

鶴田町役場 税務会計課 税務相談班 電話 0173（22）2111（内線 121、122、125）

【有料広告】

ルーフヒーター

屋根トタンの下（または上）ヒーターを設置し、雪や氷を溶かします。

- 軒先の雪・つらら ●落雪防止
- 雪下ろしの悩み ●雪庇
- 無落雪屋根の雪 ●すが漏れ



ロードヒーター


地面のコンクリート等へ電気ヒーターやヒートポンプの温水パイプを埋めて雪を溶かします。

- 玄関前 ●駐車場 ●通路
- 除雪車の雪 ●階段・坂道
- 屋根からの落雪 ●車庫前



弘前市大開1-6-23 | 業界最良[融雪工事5年保証] | 創業1985年 www.hiroden-inc.com
 ご相談・お見積り・資料請求・無料
 Free 0120-14-0343 **ヒロデン株式会社**

車椅子に乗ったまま、乗車出来る介護タクシーです。



行きたい時に、行きたい処へあなたのお出かけのお手伝いを致します。

鶴田町の
介護タクシー
つがる

予約、お問合せ
090-4563-8972
東北運輸局許可事業
ヘルパー二級資格者